

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定はこれを加える。

改正後	改正前
<p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第八条 「略」</p> <p>〔2〕11 略〕</p> <p>12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第三号及び第四十一条第八項第三号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段</p>	<p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>〔2〕11 同上〕</p> <p>12 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段</p>

〔13・14 略〕

（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）

第二十九条 「略」

〔2～8 略〕

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号及び第二号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

三 「略」

四 銀行が協定（預金保険機構との間で締結された、預金保険法附則第七条第一項に規定する協定若しくは同法附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三十五条第一項に規定する協定又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律

〔13・14 同上〕

（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）

第二十九条 「同上」

〔2～8 同上〕

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

「号を加える。」

二 「同上」

三 銀行が協定（預金保険機構との間で締結された、預金保険法附則第七条第一項に規定する協定若しくは同法附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三十五条第一項に規定する協定又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律

(平成十年法律第四百十三号) 第十条第一項に規定する協定をいう。第四十一条第八項第四号において同じ。)の定めにより保有することとなった資本調達手段
〔10〕 12 略〕

(調整項目の額の算出方法)

第四十一条 〔略〕

〔2〕 7 略〕

8 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号及び第二号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔略〕

二 〔略〕
その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

三・四 〔略〕

〔9〕 11 略〕

(平成十年法律第四百十三号) 第十条第一項に規定する協定をいう。第四十一条第八項第三号において同じ。)の定めにより保有することとなった資本調達手段
〔10〕 12 同上〕

(調整項目の額の算出方法)

第四十一条 〔同上〕

〔2〕 7 同上〕

8 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔同上〕

〔号を加える。〕

二・三 〔同上〕

〔9〕 11 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。